

第十二回 參議院水產委員會會議錄第十號

昭和二十六年十一月二十四日(土曜日)
午前十時三十分開会

委員長 木下 辰雄君
理事

委員

卷之三

政府委員

事務局側 水産次長 山本 豊君

常任委員會專門委員
岡林 謐信君
達磨君

水產廳漁政部漁業調整第二課長
高橋清二郎君

部漁港課長

本日の会議に付した事件

議院提出

○委員長(木下辰雄君)　只今から委員會
会を開会いたしました。

水産資源保護法案を議題に供します。この前の委員会におきまして提案者のほうから詳細なる御説明を得まし

第十部 水産委員会会議録第十四号

たが、なおこれについて御質問がありましたらお願ひします。先ず逐条審議をいたします。第一条から第三条の総則、これに對して御質問がありましたらお願ひいたします。……これは総則でありますから、御質問もないとお四条に対し御質問がありましたらお願ひいたします。

○ 秩山俊一
〔勧善〕この水産資源保護法
といふものは、非常にまあ水産法規と
しては廣汎なものですが、これと現在
の漁業法との関係はどういうことにな
るか、大体の面は漁業法に譲つてある
はずなんですが、それをこれに取入れ
て、漁業法の一部だけの改正のような
点がおしまいに加わつております
が、これで漁業法のとは全然分離する
ような恰好になるのでしょうか、提案
者にお尋ねいたします。

業法は漁業権を中心とした迄今に係る問題はすべてこの法案のほうにまとめてましたのでござりますが、従つて水産の基本法であります漁業法、それから資源保護法が水産靈法のような二大法規になる、こういうような観点から二つは完全に分離をいたしまして、漁業法の中に少くとも資源に関する条項のあるものはすべてこっちのほうに持つて参りましたよくなわけでありま

す。それから資源枯渇防止法も単独でも利用ができますけれども、体系上資源保護法のほうに全部吸収合併した。

ういうような形になつておりますから、この法規制定によりまして、漁業法で改正をすべきものは、すべてこの附則のほうに列記してあるあの点だけを改正いたしますと、こうふうに仕組んであるのです。○委員長(木下辰雄君) 秋山君にもよつと申上げますが、今的第一節は、「これは水産資源枯渇防止法そつくりでござります。○政府委員(山本豊君) 今のお尋ねの点は、大体田口議員からお話をありますと、したが、少しく具体的に申しますと、第一が水産資源枯渇防止法、これは全部廃止であります。全面的に本法案の中に取り入れてあるはづであります。ただ漁獲限度といふようなものを多少追加して、こちらの法律の中に入つておるわけであります。それから第二の今御質問になりました漁業法との関係でありますと、これは具体的に申しますと漁業法の第六十五条の一項中にこれを分けまして、一号、二号、三号、二〇号、これは重複の恰好になるわけです。

してもよくなはないかと思うのであります。それが、たゞ、漁業法の現在の関係から言つてもこれは必要なのであります。そこで一号、二号、三号だけは重複して規定をしております。それから二号、六号、七号、これは全部こちらへ持て来ております。従つて漁業法のほうから落ちて来るわけであります。そからその次に、漁業法の六十八条であります。六十九条、それから六十一条、七十条、七十二条、これはもづづら漁業上の保護といいますか、そろ、う關係の規定でありますので、この四つは全部削除しまして、そうして本件の案の中に規定しております。六十九条、六十九条、七十条、七十二条、この四つだけを本法のほうに全部持つておられます。だから結局、六十五年の一号から三号だけがまあ重複規定ということになつておりますので、大体おいて本法の狙つておる關係の条項を全部こちらのほうへおさめた、こういうことになるわけであります。

○秋山俊一郎君 つい最近、二、三日前に正を讓り決しました六十六条の二といつがありますね、小型底びきそののはあれは、これとの関係は、これにつてもいいのじやないかと思うのですが、どうなんですか。

○政府委員(山本義第) 六十六条の二……。

○秋山俊一郎君 質の上から言えども、こちらへ入るような関係になるかも知れませんが、たゞ、これは例えはこつちのほうにだけ規定し放しということであつては、これは基本の漁業権のいろいろな問題とも関連の非常に深い規定でありますので、或いはこれは重複規定というふうな式のものになるのではないかと思うのであります。従つて、この法案の提出の關係も時期的にいろいろ前後しました関係で、一応これは現在の漁業法で参りまして、なおそのほかの規定、例えば先ほど申しましたよな六十五条關係の規定におきましても、或いはその他の規定においても、或る段階に達しますれば、両方の關係は、やはり整理披配をする必要があるのだろうと思つてあります。そういう機会に、又一括して扱いの問題として処理してはどうかといふふうに、私としては考えるのであります。

○秋山俊一郎君 そういたしますと、漁業法と今度の資源保護法の両建となつております場合に、まだ私はこれを詳細に検討していないのであります。が、例えば漁船の整理について、或いは漁場の制限について食違いを生ずるような場合がありますんか。

○政府委員(山本豊君) 大体においてないだろとう思つてあります。が、これも併し十分検討を要すると思います。

○秋山俊一郎君 そういたしますと、漁業法と今度の資源保護法の両建となつております場合に、まだ私はこれを詳細に検討していないのであります。が、例えば漁船の整理について、或いは漁場の制限について食違いを生ずるような場合がありますか。

○政府委員(山本豊君) 大体においてないだろうと思うであります。が、こ

○秋山俊一郎君 質の上から言えども、こちらへ入るような関係になるかも知れませんが、たゞ、これは例えはこつちのほうにだけ規定し放しということであつては、これは基本の漁業権のいろいろな問題とも関連の非常に深い規定でありますので、或いはこれは重複規定というふうな式のものになるのではないかと思うのであります。従つて、この法案の提出の關係も時期的にいろいろ前後しました関係で、一応これは現在の漁業法で参りまして、なおそのほかの規定、例えば先ほど申しましたよな六十五条関係の規定におきましても、或いはその他の規定においても、或る段階に達しますれば、両方の関係は、やはり整理披配をする必要があるのだろうと思つてあります。そういう機会に、又一括して扱いの問題として処理してはどうかといふふうに、私としては考えるのであります。

○秋山俊一郎君 そういたしますと、漁業法と今度の資源保護法の両建となつております場合に、まだ私はこれを詳細に検討していないのであります。が、例えば漁船の整理について、或いは漁場の制限について食違いを生ずるような場合がありますんか。

○政府委員(山本豊君) 大体においてないだろとう思つてあります。が、これも併し十分検討を要すると思います。

大な問題だと私は思うのです。大体においてないだろと想うくらいのことでは、問題の起つた場合に我々の責任もあることがありますから、この漁業法というものと、これと両対になると、いうことについて、この点はこれまできめるのだ。こういう場合にはこちらできめるのだということをはつきりいたしておきませんと、いやしくも去漁を

O千田正君 告示の期間は今的第一節にはないようあります。が、告示の期間は定めなくともいいのですか。その間は枯葉防止法をそのままこゝへ載せてあるように思います。

○千田正君 そうすると、特に政令に告示期間を定めるというのはそれはまづいのじやないか。これだつたらどういう突如告示をされ、今操業中にもかかわらずそれによつて停止を命ぜられるわけですからね。

○政府委員(山本謹君) ですから、ここは告示をした場合の項目だけを書いてある。従つて告示をどういうふうに

○千田正君 実際的の場合において、それで十分にこの法文の効力を生かして行けるというならばそれでも結構だと思います。ただ一応法文の解釈上、何か便法に対する法的な規定はあつて欲しいといううから私は質問したのであります。それで今水達士にお伺いします。

して先ず委員長のほうで音頭をとつて頂きました、各条の審議に入ります。そこで、この条文は漁業法の第何条に相当する、この条文は資源枯済防止法の第何条に相当する、この条は全く新規であるというような点を先ず以てはつきりするようにつお取運びを願います。されば、審議をする上において非常に便宜がいいかと思います。

制定する場合に、その点があいまいで
は私では困ると思うのであります。特に
最近これはできたのであって、これは
両方で進んで来たのですが、勿論検討
はされていると思いますが、その点実
際にこれを作られたかたが、果してそ
ういうことを念頭においてやつておら
れたかどうかということですね、これ
はよほど研究しておきませんと、これ
はどちで処理するのかということにな
なつて、殊に漁場の整理のような場合
には問題を起す場合がないとも限らな
いと思うのであります。

辺はどういうふうにお考えですか。例えばここに「一つの例といしましては、第十条の第五項に「前項の告示をしたときは、当該漁業に係る許可は、その有効期間にかかわらず、その指定された期日に取り消され、又は操業区域の変更があつたものとする。」こういうことになつていて、漁獲をやつしているものはその告示がいつ出しているか、何日前のものかわからないわけなんだが、それに対しては勿論あとに補償の規定がありますので、でき得れば告示期間の予定を書かも

○千田正君 この件においては恐らく立案者の考え方から行くということ、或いは附則、或いは政令によってその期間を定めるのが便法であるというふうに考えられているようですが、いやしくも法律として出す場合においては、やはり政令又は何かの便法を譲るならば、告示の期間については政令においてこれを定むといふ一項を入れなければ効果がないだろうと思います。この点についてお伺いしたいと思ふ。

ます。これで十分にまあ彈力性を持つた意味を含んで、そういうトラブルがないと、こういうふうに断言せられればそれで結構でござります。

○政府委員(山本繁翁) 以西底辺の整理もやつて参つたわけでありますから、この条文は水産資源枯渇防止法の第三条に当る条文であります。字句もそのままであります。先般やりました際にも支障なくこれは行政官庁の裁量で今千田さんの申されたような趣旨に、実情に沿うようにしてやつて参つて来ておりまして、支障はないものと思ひます。

○委員長(木下辰雄君) 承知しまつた。それでは山本次長からこの保護法の一条から何条までは漁業法の何条と相当する、これは新法である、これは資源枯渇防止法の何条であるといふとを我々に御指摘を願います。

は十分検討して決定したのでございまして、そういうような点は、資源に関する関係は本法できちつとまとまりがつきまし、重複した点はどうやらで行ける。そのほかの部分は漁業法で行ける。その点は十分研究したつもりでありますから、さような御心配は将来といえども起らぬと思ふのであります。

ですが、その点御意見はありますんか。これはもう、例えば今日なら今 日、もうすでに告示があつたものとし て取消されてもしようがないといふこ とになつておりますね。第十条の第一 項第四号「各漁業者の経済が当該漁業 に依存する程度」というのが掲げられ ておりますが、そのうちの第五であり ますか……。

○委員長(木下辰雄君) 速記をとめ
〔速記中止〕

○委員長(木下辰雄君) 速記を始めますから、質問と応答ははつきりいたしまして……、今の千田君の質問に対し御答弁を願います。

○衆議院議員(田口長治郎君) 只今の御質問至極尤もと思うのですが、

○玉利實君 ちよつと包括質問のようになりますが、議事進行とも関係がありますので御了承を得たいと思いますが、漁業関係の憲法とも言うべき漁業法が成立しましてから漸く二年、水産資源枯渇防止法が生まれましてから一年半を経過するに過ぎないわけでありますが、今回水産資源保護法を制定せ

入つて下さい。その際出て来たときに
又伺いますから。
○委員長(木下辰雄君) それでは第四
条を議題に供します。四条で御質問が
ありましたらどうぞ……。第一節は水
産資源枯渇防止法そのままのようであ
りましたらどうぞ……。

源枯渴防止法をそのままとつてある。だから実際の扱いとしては省令その他の関係で今のお説のように支障がないようになつて来ていると思ひます。が……。大体從來の通りこれはやることになるだらうと思ひます。

のままそこちらに持つて来ておる条項でございまして、以西底曳その他の整理問題から勘案いたしまして、告示の方法によりまして或る程度長くするともできる、こういふような弾力を持たしたほうが都合がいいと思いまし

適当に体裁を整えるといふこととのほかに、実質的に従来の法律においては足りない、従つてかような理由から新規の法案を制定するのだという点をいま少しく述べておきたいのであります。従つてその方便といたしま

でございます。それから二項、三項、四項、五項、六項、これは六千五条のそれ／＼の該当項目と同様でございます。それから第七項は、これは第六十五条の第七項と同様でございます。それから第五条から六条、七条、これは

それべく漁業法の六十八条、六十九条、七十一条と同様の条文でござります。それから第八条は漁業法の七十三条と同様でございます。第九条以下は水産資源枯済防止法をとつて規定しておりますが、第九条は資源枯済防止法の二条と同様でございます。第十条は第三条と同様でございます。多少内容的に字句の違つておる点はございますが、ほぼ同様でございます。第十二条は第五条と同様でございます。第十三条の漁獲限度、これは新らしく資源枯済防止法の規定以外に付け加えられた条文であります。今度新らしく入つた条文であります。第二節の保護水面の、十四条から十九条までは全部新らしく出て来た規定であります。それから第三節の二十二条、二十二条、これは新規に入つた規定であります。二十二条は漁業法の七十二条を削除してこちらに移した条文であります。漁業法の七十二条の内容を説明しますと、二十二条から二十四条まで三カ条に分けて規定してあります。二十五条は新規に入つて来た規定でございます。三十六条は漁業法の七十三条をそのまま持つて來たのであります。それから第四節の二十七条、二十八条、これは新規に規定されました。

○委員長(木下辰雄君) 只今の御説明によりまして、すでに審議した漁業法及び資源枯渇防止法の規定が大部分入っているようであります。が、審議の都合で、次に新らしい条文について審議したいと思ひますが、如何でございましょう。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めます。それでは第一項はこれは目的でありますからいいといたしまして、次に新らしい条項は第十三項であります。これを……。

○秋山俊一郎君 今新規のものについての御審議ということでありました。が、新規と古いとの関連がありますので、必ずしも新規のものだけでどうことはどうかと思いますから、その点は一つ御斟酌願います。

○委員長(木下辰雄君) 説明する場合に関連事項に及んで頂いたら如何でしょうか。

○秋山俊一郎君 私はこの資源保護法で「保護培養」という言葉を使つてあります。又中には漁業法では「漁業調整」といつたような言葉を使っておるのであります。これは「保護培養」ということは「漁業調整」という言葉の中にも含まれているものだと考えてゐるが、その点は如何でございましょうか。

○政府委員(山本豊君) 直接には片方は主として培養を言つておるのであります。片方は漁業の調整を指しておるのであります。併し、新規に解する場合にはこの「保護培養」もいわゆる漁業法の「調整」の中に含まれると思ひます。

○委員長(木下辰雄君) 大体消極と積極の意味じやないですか。

○秋山俊一郎君 そういうふうに考えます。そういたしますと、第九条の、これは新規ではありませんが、第九条の第三項「農林大臣は、定数を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならぬ」という文句があります。つい最近改正いたしました漁業法第六十一条は、前項の規定により最高限度を定めようとするときは、関係都道府県知事及び中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。」、こういふことは、衆議院の修正意見として「関係都道府県知事」と、こういう言葉が入つております。これはこの保護法についての保護培养のためのときには、関係都道府県の知事は聞かなくともよろしいということなんですか。

○衆議院議員(田口長治郎君) この資源保護法による定数の問題は、すべて農林大臣の許可をする漁業に限つてであります。それから小型その他のものは農林大臣と都道府県知事の許可するもの、それから現在におきましては全然許可のないもの、言い換えますといふと、都道府県に直接に關係のある漁業の定数の問題でありますから、これは農林大臣の許可漁業にのみ限つておられますから、ここに都道府県を入れないで中央漁業調整審議会の意見だけ聞くようにしておるのであります。

○秋山俊一郎君 そういたしますと、この保護法は農林大臣の許可する漁業についてのみ保護法を適用するのであって、知事或いは許可漁業でないところの漁業その他についてはどういうこ

となる。それはもう保護をしなくていい、こうしたことになるのでしょ
うか。
○衆議院議員(田口長治郎君) この定
数の問題だけは農林大臣の許可した漁
業にのみ適用するのでござります。こ
の定数外との問題につきましては、い
ろいろその他の問題につきましても本
法を適用する」とになつておるのでござ
ります。
○秋山俊一郎君 定数と申しますと、
この六十六条の二によつて許可する件
がきまりまして、そつとしてその件内に
おいて知事が許可するということにな
る分があるわけですが、これはその件
をきめるときに都道府県知事の意見を
聞く、それと中央漁業調整審議会の意
見を聞くということになつておつて、
農林大臣の指定するものは農林大臣だ
けが許可をするから、都道府県知事の
意見を聞かなくてもいい。こういうこ
とになるのでしようか。
○委員長(木下辰雄君) これは私から
ちよつと申上げますが、第九条は指定
遠洋漁業だけを規定してある、こうい
うのでありますから、指定遠洋漁業に
対する中央漁業調整審議会の意見だけ
を聞いたらしいという意味じやありません
せんか。指定遠洋漁業と省令の規定に
よる農林大臣の許可を要する漁業、こ
の二つを限定しているようであります
す。
○秋山俊一郎君 次に第十二条、この
許可の取消を受けるという、これも全
部こういう取消をするとかせんとかい
うものも、知事の許可には全然及ばな
いで、今第九条に挙げた指定遠洋漁業
及び省令によつて定める漁業のみにつ
いて、補償金を交付する取消をする、

○衆議院議員(田口長治郎君) そういうことになるのですか。
○秋山健一郎君 これは本法とは多少関連はしておりますが、直接の関係はないかと思ひますけれども、この間も十二条によつて補償金を出すような場合があるが、そのときには補償金ではない、補助金という意味であったと思ふけれども、従業員に対する、或いは乗組員に対する補償というものは、金全然見えてまれていなかつたということについて、実は本委員会でも問題を起してゐるわけなんです。個々のこういうふうな場合には、同じ資源保護をするといふ意味において、政治をする場合に、その名稱の如何を問わず、こつちに補償金を出した場合には、乗組員にもやらなければならん、片一方には行かないという場合には、水産当局にお尋ねしますが、ちょっと矛盾するような感じがいたしませんか。

に河川等において始終問題を起して来たのでありますし、特に最近では国家が総合開発というよろな意味において河川の大きな工事を始めるというような事柄も現に起りつありますし、更に又、今後も起るのであります。そういう水面について保護水面を設定するということは非常に困難な事情が出て来ると思う。従つて農林大臣が単独でこれをきめることはなか／＼容易でないと思うのですが、例えは水力電気の問題であるとか、或いは河川工事の問題であるとか、或いは干拓事業、埋立等についても非常に問題が起り、水産から見るといふと保護しなければならん水面であるけれども、その他の事情からそういうものは抹殺せざるを得ない、というような場合がしばしば出て来て、常にそういう場合に水産業者が犠牲になるような傾向があるのです。勿論閣内において協議するのであります。そういう点について水産当局は、この保護水面を設定するとした場合に必要な水面を本当に指定しえる自信がござりますか。

やつて参るわけありますから、関係大臣等とのいろいろ交渉等におきまして、主管大臣のほうから相当の発言もして頂けるようになります。しかし、又水産庁としましてもこれによりまして、從来殆んど放任主義であります水産等の計画も、調査に基きまして相当のものを立てまして、必要な所につきましては関係大臣によく諮詢して実施して参りたい、これは結局実力での問題でありますので、一挙に理想的には参らんかと思いますけれども、從来よりは交渉その他においても有利になり得るのじやないかと、こういうふうに考えます。

○委員長(木下辰雄君) ほかに御質問ありませんか。

○松浦清一君 あとから来て……どういう審議の……。

○委員長(木下辰雄君) 今十三条、十四条、十五条に行つております。

○松浦清一君 先に廻及したらいいませんか。

○委員長(木下辰雄君) すでに我々が講じた水産資源枯渇防止法と漁業法に明記してある条項ばかりでございまして、新規のやつは十三条以降であります。十三条、十四条、十五条を今議題に供しておりますが、併し何かほかにありましたら……。

○松浦清一君 もよつと教えてもらいたいことがあるのですが、非常に不勉強なものですからわからぬのです。が、先にひっくり返して済みませんが、第一章緯則の二条の「公共の用に供しない水面」というのはどういうことですか。「公共の用に供する水面」とはどちらいう区別がありますか。

○政府委員(山本豊君) 「公共の用に供しない」というのは、水利であるとか、特に灌漑などの場合には、「これは「公共の用に供する」というように思うのですが、そういうふうな何のない水面、こういう意味合であります。

○委員長(木下辰雄君) 大体私有水面のことだと想います。

○松浦清一君 それは明確に区分ができるわけですね、公共の用に供しない水面であるということは。

○政府委員(山本豊君) これは河川法、港湾法にもいろいろいろいろな用語がござりますから、従つてこれは法律用語として通用しておる言葉でありますから、具体的な問題においても大体判断がつくのじゃないかと思います。

○松浦清一君 それから第四条第一項の第二号の「水産動植物の販売又は所持に関する制限又は禁止」というのですが、水産資源を保護するということが建前になつておるこの法律の中に、その場所において水産動植物の販売や所持に關することまで制限したり、禁止したりしなければならんものかどうかということに、私は疑問を感じておるのでですが、それで差支えないものですかね、こんなもので。

○政府委員(山本豊君) これはまだ今具体的にははつきりした目安を持つてゐるわけではございませんが、これが例が悪いかも知れませんけれども、先ほど千田さんから出ましたように「らつこ」「おひとせい」、これは国内外ではないのでありますが、ああいうふうな場合に、殊に獲るのみの制限だけでは目的を達しない。それを販売しておる、或いは所持しておるという者までその制限を及ぼす場合があるわけであ

ります。又国内的におきましても、
えば北海道の「さけ」「ます」、こ
うふうなものについては現在にお
いてはまだそういった具体的なものはない
かも知れませんが、将来この資源保
護法上必要を生じて参るという場合に
例えば或る数量をきめてそれ以上と
ること、或いは売買することはいた
んといふような場合も、これは可能性
があると思うのであります。これを實
際に活用しなければならんといふこと
な事態は少いとは思うのであります
が、併し今後全体の施策の一環として
やはり想像できるものでありますので
、特に加えておるわけであります。
○玉柳實君　この十三条の規定は、新
規に挿入した規定の最初のものであります
まして、先に提案者からも特に新ら
い水産資源保護法案を設定しなければ
ならない理由の一つに数えられたよ
うございまが、この条項の適用につ
きましては何か差違った必要を痛感し
ておられ、そうして近き将来におきま
して漁業の種類を限り、或る水域別に
漁獲限度を勧告しようといふような御
願いでも持つておられるのかどうか、
伺いたいと思います。

ります。併し結局これは具体的な問題になります」と、今のお話のように「さけ」「ます」、或いはそのほかに内水面におきましては鮎だとかというふうなものも、これは考えられると思うのであります。それから又浅海におきましては、浅海増殖をいろいろやつているのであります。併しこの法律の狙つておりますのは、例えば只今の規定によるものであります。が、毒物を流してはならんといふ点につきましては、これは全然新らしい規定ではございませんが、これらはまあ全魚族に及ぶ問題であります。ただ我々の考え方といたしましては、実際の必要において今後この法律の運用におきまする予算の問題も、結局いろいろ保護するにつきましてはそれ相当な措置も必要といたしますし、措置するについても予算が伴うのであります。それらの予算とからみ合わして、今後ますくこの法律の運用を図つて参りたい。こういうふうに考へておられます。

業法においても、この法律においても同じようなことが出て来ているのであります。長い間農林省はやつきになつてこれを制定しようとしたり、又これに対する処置を苦心したのであります。殆んどこれは効果がない。ということは水産業の持つているウエートといいますか、なんとかが他の事柄に対しても低いといつたような意味合ひ等もありますが、して、実際には非常にむずかしい問題であり、又その毒物の影響が果してどうでれだけであるかという判定も非常に困難であつて、従来非常なる難問題になつてゐるのですが、こういつた法律ができたから、それが打開されると、いうことも安易に考えられないと思つてゐるのです。従つて場合によつては、こういう法律があるために却つて白艶白縛になるような虞れがないとも限らないのです。私は先ほどこの自信のほどを伺つたのであります、河川の問題或いは浅海に対する問題は非常にむづかしい問題であります、十八条に掲げてある保護水面の区域において云々、こういうようなことも実際の問題としては非常にむずかしい問題だと思う。それでこれは我々水産関係の者は無論非常に結構な法律であり、是非これを貰かなければならぬと思いますが、他の方面におきまして、我々が單にここでこの法律を制定することに協賛を与え、本会議通りましても、この実施という問題が非常にむずかしく残るのであります。従つてこういう法律を作るためには、当局或いは提案者は、他の関係、例えば建設省であるとか、或いは農林関係であるとか、こういう

○衆議院議員(田口長治郎君) ほかの省と折衝したかどうかといふ問題でござりますが、これは折衝しておりますません。それからこの法律を制定すれば漁業者を保護するという観点から考えますといふと、少くとも漁業者の保護はなると考えるのでございます。例えば保護水面を設定した後におきまして、埋立だとかあるいは浚渫だとかいろいろ起りますといふと、非常な大きな発言権を持つて来るというような意味におきまして、漁業者の保護にはなると考えるのでございます。ただ併し只今秋山君からお話をありましたように、従来とも、仕事のウエーブの関係と思われるのですが、とかく押され気味であるという点は争われない事実であります。その点は立法その他で要書をして一つ農林省を強くする、こういうような必要があると考えるのでございます。実際ににおいてとかく押され気味だ、その点だけは私らも平素非常に遺憾に考えております。

たときに非常に関係当局の争いが激化するという事実はいろいろな面に現われれる。例えばこの前にも漁港法ができるまでして、私はこういう法律を農林省関係单独で作つて通したといふところにぶつかつて、この争いが非常に激化したといつたようなこともあるのであります。そして、私はこういう法律を農林省関係单独で作つて通したといふことについてあとにいろいろなむずかしい問題が残ることを恐れるものであります。と云つて私はこの法律案に反対するものじやない。勿論是非とも作らなければならん法律であると考えますけれども、実施の面において今後非常にむずかしい問題が起つて来ると思うのです。それで実を言えども、もう少し関係筋とのしつかりした連絡をとつておいて、この法律を通すならば今後の問題は或いはスムースであるかと願いますけれども、実際問題としてぶつかった場合には相当実施上に困難があるのじやないかと思います。従つて今からでも一つ、法律が通つてすぐにならでも、審議中でもいいですが、こういう面が或る程度関係方面に、関係方面と申しますのは国内的の問題でありますが、或る程度の工作をしておくことがこの法律を生かすために非常に結構しやないか。何にも知らんうちにこんなものができておつて、俺たちはこういうものは承服できない。法律だから承服できないということは言えないけれども、実施の面において先ほど申しましたよな問題が起つて来る。法律のあるなしにかかわらず……。法律が全然なければ問題にならないかも知れませんが、漁港法においてきめられておつた場合にも実際上非常にむずかしく殆んど行われて来なかつた。それは要す

るに水産の立場が弱いと申しますか、従来いつも犠牲ばかり強いられて来るのであつて、この法律ができたからです。そこで実施の面において強く打つべき工作が相当必要ではないかと思います。併しそれを持つて行つたたらこの法律を制定するに又難関があつてできないというような感じもあつたからも知れませんが、併しそれができないなら、できてもそれはうまく行かないということになるのであります。これは私ども意見になつて今述べるのはおかしいですが、そういう面は一つ今からでも相当強く手を打つことを私けで希望いたします。

Digitized by srujanika@gmail.com

の許可を得なければならんというふうに纏つてありますので、形の上からは可能だと思うのであります。併し先ほど秋山委員からのお話もありまして、実際問題としてはこれは関係大臣の対立の問題にもなりますので、私たちも重要な問題になると思うのであります。

いという御回答であつたのであります。それで何らか他省所管でこの法律に關係のありそうな河川法なり、或いは建設關係の法律の運用面においてスマースに行くよう十分研究し尽されおるかどうかにつきまして、若干の危惧の念を持つのであります。私自身まだそれらの法律との關係を研究して

らかじめ農林省と折衝しなければならぬ、これがいわゆるな建前になるのでござりますから、少くとも現在よりも一步前進だ、こういうようなふうに考えるのでございまして、この点は私らはそういうような観点で本案を制定したのでござりますから、その点御了承を願いたいと思います。いろいろ各官庁にあつて、色々目次するところに

て、この間うちも水利権はどこに権限を持つておるかといったようなことで論争があつたのであります。が、そういう問題にぶつかりまして、実施上には非常にむずかしい問題があるので、省令或いは政令で定めるところによる、これは結局問題が起つて来ると思う。そのときにこれはまとまらなければ、こよな法律でござらぬといふふう

行くつもりでありますので、すぐには直営をやるところは内地ではまあ今のところ予想していないのであります。

[View this item in the digital collection](#)

○政府委員(山本豊君) これはまあどうかとおもふが、おのづから私の聞くのには、この法律は例えば建設のほうより先行するか、優先順位の問題としてこの法律はどうちが一休強くなるかといふことについての実行関係についての意見を聞きたいと思うのです。

れども、例えば河川などである場合と然らざるとして、この保護水面のなり、或いは工事の施りにおきまして、この化はないのかどうか、

河川などでも直轄などでも直轄河川の場合は、指定なり、管理のため伺つておきま

これが教育がいていたに、いたからだい。そこで私は前以て或る程度の工作をしておかななければ、実施のときにこれは死物になる虞れがありはしないか。幾分前進はするにいたしまして、従来と余り変わらないことになつて来るのぢやないか。もう少しこれを作りこ以上は努力こしほどを重んじるよ

全部を議題に供します。別に御質問ございませんか。

— 10 —

明示してあるのでありますから、どちらが先行するかという点はこれは法律の上ではないと思うのであります。法律の上では対等であると思うのであります。併し実際問題としましては從来もそうでありましたように、大体從来大臣に相談があるというのが從来の例であつたと思うのであります。併し今度の法律でこういうふうになつておりますから少くとも相当日を置いて、或いは我々の希望としては計画がはつきりまだ固まらんうちに相談しなければならん。そのとき一つ十分相談をいたしましてこちらの主張も或る程度通るようにしたいと思つております。

○玉置良君 私も秋山、千田両委員と同じような危惧の念を持つといふことがあります。先ほど提案者の御説明によりましても関係各省と協議をしておらな

○衆議院議員(田口長治郎君) 先ほどから各省との連絡その他のことが非常に問題になつておるようでござりますが、提案者側いたしましては先ほど委員長からお訴がありましたように、少くとも自由党といったしましては政務調査会或いは総務会を通じしております。そして、いろいろな関係の人とも協議をしておるのでござります。それと衆議院、或いは參議院での法律を通してすれば少くともこの法律が政府を拘束すると、こういうような著々もありまして、いろいろ水産問題と他産業との関係で問題が起りました際におきまして、先ほど山本次長からもお訴がありましたように協議をいたします際は、こちらに對等の資格がないために好意的に打合せをする、相談をする、こういふような状態で折衝しておつたのですが、この法律が制定されますといふと、こちらも對等の地位におきましていろいろの問題が折衝できるのみならず、この法律があるがためにあ

○秋山俊一郎君　只今の御説明は十分了承するのであります。問題は実施の問題になつて來るのであつて、例えばこの最初にあります第四条第四項の「水産動植物に有害な物の遺棄又は漏せつその他水産動植物に有害な水質の汚濁に陥する制限又は禁止」、こういつたようなことも今後省令によつて定められるものであつて、この拘束を定め得るという農林大臣の権限はできましても、省令によつてこれがどういうふうにきめられますか。或いは又十八条の政令の定めるところにより云々とあります。建設大臣が行うところの事項に対して農林大臣の許可を受けるといふようなことはあり得ないだらうと思います。知事の許可を受けるようなこともないだらうと思う。併しこういふ問題は電氣の問題においても起つて来る、水利権の問題等が起つて来まし

○政府委員(山本豊君) 現在この関係の予算におきましては、御承知のように直接には沖合とかあるいは遠洋の取締船、こういふものの、いわゆるこれに乗船しております吏員が若干名あるわけであります。併し将来の問題としましては、これらを更に拡充することとともに、まあ将来の問題としましては内水面等につきましても何らかこういうふうな人員を府県に設置するといふことも我々としては理想としては考えておるのであります。これは一擧にも参りませんので、大体二十七年度の予算の総額におきましては、取締関係の従来の予算等もござりますので、大体十一億程度を一切合切含めて一応計上しておりますのでござります。

○玉柳實君 これはそうしますと、單なる補職なのですね。

○政府委員(山本豊君) そうです。

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

○秋山俊一郎君 第三十三条の「漁業

協同組合その他の者に對し、水産資源の保護培養に関し協力を求めることが出来る。こういうことはあります

○ 教育委員（山本謹君） これは協同組
が、これはどういうことなのですか。

合等を以ちまして、例えばいわゆる魚を盗まれるとか、或いはそういうふう

な面がある場合におきまして、組合にこの保護の責任をとつても、あ

みんなで共同管理というふうな意味合いでやる場合もあるかと思うのであります

ますか。そのほかまあこれは積極面におきましてはいろいろとあらうと思いまが、消極面になるとおまじめに申上

さうが酒税面に就いては少しだと申すが、まことに、どうもうなづかしく思ひます。そのうなづかしいところを、どうぞお聞かせ下さい。

あります。

て何か政府から費用の交付というようや
なことを考えておるのでありますか。

○政府委員（山本豊君）これはお説の
ように我々考えたいと思つておるので

あります。併し現在のところまだ予算的には具体化しておりません。

○稻山修一監督 若しもおもむとす
るならば、これに何かそういう意向を
語つた面がありますか。單にただ協力

を求めるということだけだつたら法律に規定しなくとも、そんなことはいい

と思うのですが、ここに協力を求める
ことができるという以上は、これに対

して何らかの裏付けがなければ、ただ協力を求めるのだから法律になんか

書かなくてもいいと思うのですが、その点どうですか。

○政府委員(山本豊君) 秋山委員の申されますように、規定しなくてもでき

だと思うのであります。ただこういふうな規定を先にしておきまして、予算面で、先ほど私が申しましたようなものを具体化する一つの手掛りにして頂きたいと思うのであります。

○秋山俊一郎君 そういうことなら、ついでに、ここに、そういう場合には費用を国が負担するとか何とかいうことを附け加えたらどうですか。そうしておけばそれが出て来るので、すぐ予算措置ができるが、それがなければ予算とからみ合つて来てできないので……。

○委員長(木下辰雄君) 速記をとめて……。

「速記中止」

○委員長(木下辰雄君) 速記を始め
て……。ほかにございませんか。

ほかにございませんければ質問は終了したと認めて御異議ございませんか。

○秋山俊一郎君 ちよつと待つて下さい。少し戻りますけれども、第四条において、いろいろな規則を定めることができるということがあります。それについてそれを改める場合、改廃する場合の規定は何もないようですが、それはなくともいいのでござりますか。例えば制定するときには、中央漁業調整審議会の意見を聞かなければならん。併しながら改正するときは何とがある。中には作るときにはいいが、変えるときには聞かなければならぬ

○政府委員(山本豊君) 敵格に申しますと、秋山委員の申される通りになるかと思うのであります。併しこの設定することができるという以上は、無論変更もできるわけでありますし、従つて又、変更の場合でも内容の重要なものにつきましては、つまり設定の場合と同様に手順は踏んで行つていいんじやないか、又踏んで参るべきだと考えるのであります。従つて運用面では、さしたる支障はないのではないか、特に断わらなくてもいいのではないかといふふうな気持でこのようになつております。

○秋山俊一郎君 それは運用の面で、そういうふうにやればよろしいが、併し意見を聞くかないでやつても違法でないということになるのですね。

○政府委員(山本豊君) そうです。

○秋山俊一郎君 それはどうでございまますか。法又とする場合は、そういうときばかりは意見を聞くけれども、変えるときには聞かない、聞かんでもいいということですね。

○政府委員(山本豊君) この中央漁業調整審議会、というもののが扱い方だつたのであります。が、設定の際に諂つておきますれば、変更、これも非常に根本的な場合は当然、行政庁も必要を感ずればやるわけであります。が、それは一つの民主的、或いは開かない場合には非民主的になるといわれますが、実際問題としてはそこまで四角四面にやつておかなくてもいいのではないか、こういう気持がするのです。

局が、しかるべきような意見を持つて、必ず制定当时と同じような处置をとることを明言できますか。

○政府委員(山本豊君) 明言できます。
す、いたします。

○秋山俊一郎君 そういうことであるのです。それがこの法文にはあるのです。それは、実際から言つても私はおかしいと思うのです。後日の機会においてその意思を持つておられるならば、今後はこれを制定するときに審議会の意見を開いたものは、これを廃止するとか、或いは改めるという場合にも必ず意見を聞くというように、運用の面ではやつて頂く。他日の機会においてそういう条項をどこかに盛るということが私は必要だと思うのです。

○委員長(木下辰雄君) ほかにございませんか。

○櫻内義雄君 第三十二条の水産資源保護指導官又は水産資源保護指導吏員、これと、それから第三十八条の取締の規定がございますね。「犯人が所持する漁獲物、漁船又は漁具は、没収することができる。」という、この取締は、この三十二条の指導官、指導吏員にこの取締の権限があるのですか。

○政府委員(山本豊君) あるわけであります。

○千田正君 議事進行について。本日上げる予定ですか、それとも継続する予定ですか。

○秋山俊一郎君 ちよつと待つて下さ
い、いろいろな法律に關係しておるか
ら。
○櫻内義雄君 この法律の実施に際し
て、政府職員は相当増加を要するので
すか、それとも現在の人員のうちで、
配置転換が何かでやるのですか。
○政府委員(山本慶吾) この、広汎な
内容を持つてゐるのでありますが、併し
實際問題としましては在来やつて来て
いる仕事が一挙にそゝ殲されるわけでは
ないであります。従いまして特にこ
のために入員を殲やすということとは考
えていないのであります。併し尤
も、今問題になつております小型の関
係、或いは沖合の関係、これらの取締
に當る人員は若干増員を要求しておる
次第であります。これはまあこういう
状況でござりますから、予算の上で認
められるかどうかわからないのであり
ますけれども、どうか一つその配置転
換、その他によつて善処して行きた
い、かよううに考えております。
○櫻内義雄君 この四十七条の二号に「第
二十七条の規定による届出をせず、又
は虚偽の届出をした者」というものに
対しての罰則ですね。これは六ヶ月以
下の懲役、一万円以下の罰金、拘留又
は料科のいずれかによつて取締るもの
と思うのであります。この届出の問
題で広汎な罰則規定といふものをこと
に置いておくと、余り行き過ぎが起き
やしないかと思うのですが、その点は
どうでしようか。
○政府委員(山本慶吾) これは二十七
条だけの問題じやございませんが、特

に二十七条のこの届出の内容は、二十七条に規定がござりますが、これらは併しこの届出がうやむやになるというようなことになりますと、はつきりいたさないのでありますので、やはり規定としてはまあ六ヶ月以下の懲役、或いは又罰金、拘留ですか、この程度にしておきまして、実際罪状によりまして、或いはそれが本当に善意であったというような場合はおのずからこの科する場合に然るべく情状は酌量されることにならうと思いますから、この程度で或いは弊害はないじやないかと思うのであります。

○櫻内義教君 その次の三の「第三十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者」も、これはちよつと罰則規定が少しどうも重いような気がするのですが、そういうことはないでしょうか。

○政府委員(山本豊君) 四十条の三号は三十条の規定によるものでありますして、これは農林大臣、或いは府県知事がこの二十九条の調査を行うため必要があると認めたときにこれに対して報告させる、これはいつも単なる簡単な報告でなくして、相當に資源調査上いろんな措置を講ずる基礎をなすために必要と感じた場合に命ずる報告でありますので、やはりこれも権威を持たす意味から、この程度の中へ入れて置かないといふ……。実際問題としてその当該者は、先ほども櫻内君が言つておりますように、全然悪意がないとかといふうな場合には、これは勿論然るべく又情状酌量できるわけでありますから、少くともいろんな措置をなす基礎の調査でございますから、而も大臣或いは知事が特に必要と認めた場合に限るわ

けでありますから、その調査の権威を持たせる意味においても、この程度のことはむしろあつたほうがいいのじやないかといふふうに感じますが。○棚内義雄君 調査、届出報告、それらの範囲の程度のものとしては相当この罰則が強いようには感ずるのであります。只今の次長のお話のようであれば結構でありますが、これはどうぞ希望としては行き過ぎにならざるよう是非お願ひしておきます。

○秋山俊一郎君 第二十四条について。第二十四条の第七項に「第一項の規定による工作物の除害工事の命令があつた場合において、当該工作物の上に先取特権、質権又は抵当権があるときは、「云々となつて、末尾は「農林大臣は、第三項又は第四項の補償金を供託しなければならぬとのじやないかと思うのですが、それはなさんでもいいのですか。農林大臣だけが供託しなければならぬのであつて、申請者は供託しなくともいいのですかね。

○政府委員(山本豊君) 農林大臣が供託するわけであります。併し申請人から農林大臣がそれを取つてそつとして供託することになる。

○秋山俊一郎君 農林大臣が補償金を取るということになるのですか。

○政府委員(山本豊君) 第四項の場合は申請によつてやるわけでありますから、その申請人が内部の関係になるのであります。補償金に相当するものを出すわけでありまして、それを大臣の名前で供託してやる、こういうことになると思ひます。

○秋山俊一郎君 それから附則の問題ですが、附則の第四項に、調整委員の五人を十人に増すとなつております。これは百十三条に、学識経験ある者五人というものが十人になるわけで、五人を殖えるわけであります。この新らしく殖える委員の任期はどういうふうになりますか。新らしく五人というものが殖えて来るのですが、その任期が前の人との関係でちぐはぐになるのか。若しならないとすれば、何か規定がなければいけないはずです。やはりこれは二年なら二年の任期になつていると、五人は二年あるが、前的人はもう何ヵ月しかないといつたような場合……。

○政府委員(山本豊君) この中央漁業調整審議会の委員の任期は二年になつておりますし、それが準用になつておられます。従つて何も特別断りがなければ、切り替えられる人もやはり二年の一応任期があることになつていると思います。或いはその末尾を揃えるといふよな問題もあるかと思ひますが、一応法律の解釈上はさようになると思います。

○秋山俊一郎君 これは内閣總理大臣がきめるのでありますから、必ずしも選舉によらないのだから、任期は違つていてもいいのであります。が、それは意識してなのですか。落ちていたのですか。

○政府委員(山本豊君) この補欠委員の場合に、前任者の残任期間存在するという規定があるわけでありますが、それとは違います。いたしますから、やはり任命した日から二年間新らしく発生する。こういうことになると私は思っています。

○秋山俊一郎君 泊論をうなるとこの法文では、それは選挙や何かによるのではないから違つてもいいということですか。

○委員長(木下辰雄君) ほがに、せまい。
○玉柳寅君 第十条の規定は現行の水産資源枯渏防止法の第三条をそのまま受けた規定のようでござりますが、従つて法律的にも疑問のないものとして施行されているわけでございましょようが、若干の疑問は、すでに政府において許可を与えたものにつきまして、許可を受けたものの責任においてでなく、政府が一方的と申しましようか、勿論水産資源の保護といったよくな理由はあるわけでありますけれども、併しすでに許可を与えたものについて、その既得権を侵害して取消すというようなことが妥当であるかどうかといふ疑問がないでもないと思うのですが、かような場合、主としてその経過的な規定を設けて、許可を受けた者の保護を適切に考慮して行くというのが例になつておるわけでありますけれども、かように許可を受けておる者に対しても本人の責任でなくして、既得権を侵害して許可を取消すというようなことは穩当であるかどうか 以上の点を承わりたいと思います。

○政府委員(山本豊君) この十条の規定、いわゆる既得権を持つておるものを取り消しするということは法律上意義があるのじやないかというお尋ねであります。我々もその点につきましては、この資源枯渏防止法自体を制定す

いろいろと懲罰をさして見たのであります。その結果、別に憲法違反とか、そういう問題ではないということです。この十一条の規定にもござりますように、いろいろふうになつたのであります。御承知のようにこれは本人の承諾は一応要しないのですけれども、この十一条の規定にもござりますように、いろいろな各事情を十分勘案いたしましてきめるわけであります。而も又、かようないたしましても、なお取扱されるものになつて見れば不承々々でございましょうから、そこでいわゆる補償の規定を置いたのであります。十二条にございますが、そこでこの補償をする、というふうな補償があるから、というわけでもございませんけれども、これらの規定もいわゆる財産権を国が一つの公益的な目的のために必要を感じて取消す。従つて国はそれに対して補償しなければならぬ、その補償の規定と両々相待つてがよくな構造自体が必ずしも違反であるとか、何とかいう問題ではなくなるのではないか、かように考えておるのであります。併しこの扱いにつきましては在来やつて参つたのであります。できるだけ慎重に、親切にやつて來たつもりであります。

考えられるのでありますけれども、漁業の許可に大体私は期限を附してあるのではないだろうかと思うのであります。従つて或る期間たてば権利は消滅して行くことになると思うのであります。而も又、許可を與えます際に、それを許可することが一応公共の利益に合致しているか、違反していないかということを考慮して、然る後に許可を與えると思うのであって、それ以後方から政府が別の理由を引き出して、あれは公共の利益に反するからというので、取消すということは、やはり既得権を尊重するゆえんではないという疑惑が確かに残るのではないかと、私は思います。もうすでに現行法にもなつておるわけでありますから、他の多くの議員も違反はなしとして御承認になつたことかと思いますので、これ以上申上げるのも如何かと思ひますけれども、将来立法せられる場合において相当地私は考證せられるべき問題ではないかと思つております。意見だけを申上げます。

要な法律として今後実施されて行くことを存じます。勿論この法案に反対しまして私は賛成をするものであります。が、ただ今朝來質疑を交しますうちは、内容的には何ら問題となる点はありますまいにいたしましても、法文の上においてなお多少の手を入れる必要のある点が二、三あるかに存じます。この点につきましては、今後の機会を以て、それを是正するような手段を講じて頂きたいということが一点と、もう一つは、先ほど来私が述べましたように、これに盛られております条文は、すでに長い間実施せられております漁業法のうちにも幾多ある問題であります。又資源枯竭防止法のうちにも盛られておるものをおこちらにまとめていたに過ぎないが、問題はこの規定されております重要事項の実施如何ということにあるのであります。まして、過去において法文がありながら実施されなかつた。ここに法文ができたから実施されるということにはなかなかならない。従つてかよろしく保護法というものを制定いたしましたからには、この法の趣旨に則りまして、従来の水産の絶えず弱い地位に置かれておつたことを、この法律制度を契機といたしまして、強力に推進いたしまして、この法律の内容を活かして行くように、御当局の一段の努力を要望するものであります。この二点を要望いたしまして本案に賛成いたしました。

○委員長(木下辰雄君) 討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めます。それでは採決に入ります。
本法案に賛成の諸君の挙手を求めます。
〔賛成者挙手〕
○委員長(木下辰雄君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決されました。
なお本会議における委員長の日頭報告は、その内容一切を委員長にお任せすることに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めます。それでは本院規則によりまして、多數意見者の署名を附することになつておりますから順次御署名を願います。
多數意見者署名
千田 正 櫻内 義雄
秋山俊一郎 玉柳 實
○委員長(木下辰雄君) 次に漁港法の一部を改正する法律案を議題に供します。本法律案は極めて簡単な法案でありまして、大体港湾法の改正に合致するよう漁港法の一部を改正されております。これに対して御質問があつたらお願意いたします。この法案は総括的には川村議員から、逐条的には林漁港課長からこの前の委員会で詳細に御説明がありました。

○櫻内義雄君 私のお尋ねが無理なのは、
ですが、実際には北海道は從来この程
漁港施設を速やかに整備する必要上、
その修築に要する費用に関する国の負
担又は補助の割合を引き上げる等の必
要がある。」と、その理由がここにあ
よつと書いてございますが、例えば國
の負担又は補助の割合に、大体お見通
しとしては、北海道は從来よりほどの
くらい余計補助、負担を引上げて行く
のでありますか。

○政府委員(山本豊君) 従来の補助率
から三割五分程度引き上げになるわけで
あります。これは御承知のように、例
の港湾法との均衡の問題が前国会であ
りましたか、港湾法が通りましたときに
は、港湾法ではこれを当初から北海道
は十割補助というものになつておつま
のであります。そのときにも漁港がと
れらの率で、港湾だけが全額補助をい
たしますと、均衡を失するというので
いろいろ議論になつておつたようであ
りますが、然らば予算の上でどうい
うことになるか御懸念だらうと思ひ
であります。が、大体北海道は現在の公
共事業の予算の結局配分の方法であり
ますが、北海道の公共事業につきまし
ては、大体内地と北海道とを大分けに
いたしまして、そのうちで、北海道で
具体的に漁港を選んでやつておるわけ
であります。我々といたしましても、
漁港の予算が現在そつ十分でないの
あります。が、併しこのことによつて
内地が非常に圧縮を食うといふうな
ことはないであらうといふうに考へ
ておるのであります。問題は又北海道
の特殊性を考慮いたしまして、港湾津
の扱いと同じにするという点にあるわ
けであります。

度出でておるが、これだけ今度の引上げで確えるのだといふことが、本當は間違いたいのです。それから同時に、今次長のお話のように、それが内地のほうに影響があるかないかといふところに大きな懸念を持つのであります。が、そらしますと、この負担なり補助の割合の引上げによつて、水産庁としては予算がそれだけ増えるだけの分は、從来よりも余計獲得できるという御確信を持つておられるのですね。

○政府委員(山本慶吾) 現在すでに今、来年度の予算の折衝に入つておるのであります。ところが御承知のように、予算の扱いは北海道は開発庁といふ関係で、公共事業のやつは全部そこでまとめて総額が一応出て来るわけであります。そこで内地のほうは内地のほうで別途に大体所定の方針に基いて予算の要求をやつておるわけであります。勿論北海道の漁港と内地の漁港と、結局漁港全体では幾らになるかといふことが結果として出て来るわけであります

が、実際上の扱いといつしましては、北海道は北海道の漁港その他を加えまして開発庁が全体幾らといふような大枠がきまるわけであります。そういうような事情がありますから、間接的にはお話をのような点もこれはなきにしめらすと思うのであります。が、直接には一応区別をしておりますから、そのことによつて内地が非常に圧縮を食うといふようなことはあり得ないであります。

○櫻内義雄君 今のお話で大体了承は行くのですが、そうすると、更に私ら少し懸念を持つのであります。という

のは北海道の開発庁ができる時に、この水産関係の問題について委員長からもいろいろ質問をせられたのであります。が、今のお話を聞くと水産庁のほうにはいわば殆んど権限がなくて、開発庁任せだと、こういふうにとれるのあります。が、そうなつて来ると、この法案の審議に際してはどうしても開発庁の人にして頂いて、いろ／＼私はお尋ねしたいと思いますが、如何でありますよ。

○委員長(木下辰雄君) ちょっとと私から申上げますが、あの時、私は開発庁の法案に對しては絶対に反対しておりました。その際、田中道知事の答弁は、北海道の水産に関するすべての計画は道知事において立てる、こういう工合に私は答弁があつた。その際、増田長官は、開発庁においても立てる、立てるが、大体その両方の案は十分勘案して一致するようにしたい、こう初め言つておつた。あとでは大体北海道の立て方の基本として開発庁でやるといふような答弁がありました。その後のことを見つけてお伺いしたい。

ます。これに対しまして北海道開発廳に關する公共事業費といふものは予算編成の面から申しますと、經濟安定本部でなくて開發廳にあるわけであります。事業の認証に当たりましては、他の北海道以外の地域におきましては各省が經濟安定本部の認証を得て実施に移しておる。そこで予算の組替えを行われるという、こういうことに相成つております。北海道に関しましては、開發廳の予算上から申しまして先ほどのように北海道開発廳に關する公共事業費といふので別枠になつております。總理府所管になつております。これは勿論内容は各署と協議してやつておるわけであります。従つて開發廳から安本の認証を得ましたものを、実施に當つては、直轄事業は開發廳に、その他補助事業については各省に予算の組替えが行われるわけであります。そこで北海道に關します現在の漁港修築事業は、これは御承知のように北海道廳でやつております。即ち補助事業として扱つておりますので、農林省、水産厅に予算の組替えがありまして、私どものほうから補助金も交付し、実施に移しておるわけであります。それから先ほどお話のございました内地と北海道との予算上における今後の問題といふうな点につきましては、先ほどのお話のようにそういう予算の編成に相成つております。関係上、表面的に申しますと、それは法律上問題になつております。いろいろな問題があると思いますが、少くとも内地と北海道の漁港の問題について

て直ちにこれが必ず及んで来るという問題ではないと考えておるのであります。又、丁度編成期でございますので、事業計画としてもあくまでもいろいろ進めておるわけでありまして、ここでこの法律案が成立いたしまするならば、それに従つて現在編成の途上にありまする予算についても経済安定本部、或いは大蔵省としても大体の了承を得ておりますので、予算の金額の面についても考慮を払われるべきであります。こういうふうに考えております。

○玉柳寅君 今回の改正案の趣旨は、北海道における補助率の引上げのほかは殆んど事務的な規定ばかりでありますして、別段私も異議はないのであります。ですが、この機会に閑通して、ちょっと議題以外の点についてお伺いいたしたいと思うのであります。それは漁港法におきまする漁港審議会の存在価値につきまして世上とかくの批判を聞くのであります。ですが、水産厅におかれましては従来の実績から考えまして、漁港審議会は将来に亘つても存続すべき理由が大きいにあるといふにお考えになつておられますか、或いは将来のことは一つ輿論を聞いて十分研究して見ようといつたようなお気持を持つておられますかどうか、この機会に伺つておきたいと思います。

○政府委員(山本馨君) 漁港審議会の扱い方についてお尋ねがあつたのであります。これもまあ私たちも率直な意見を申述べますと、今までのところは予算の獲得であるとか、或いは又この漁港法に詰られておりまする漁港整理計画の作成であるとか、こういう点におきましてかなり私は審議会自体が働いてくれたと、こう思つておるわ

けであります。ただ御承知のように漁港の予算是制限がございまして、而も全国的には非常に必要を感じておりますが、その個所が多いのでございまして、あちこちの各県から要望が非常に多いのであります。従つて漁港審議会の委員のかたは、只今これは全国で或る程度区域を割りまして、そこからの代表という意味で一人ずつ出てもらつておるのであります。その海区から出ておられる委員のかたへ、ひとつても、又地元にとつてもそのかたに頼るということ等もありまして、これは実際には審議の上に直接非常に影響を及ぼしているとは思はないのですが、第三者から見てそういうふうな職務も或いは出来ておるのでないかというふうに思うのであります。従いまして、この委員会の構成等につきましては或いは今後或る程度修正をして行かなければならんじやないか。現にここに川村さんが前におられまして、随分変な話であります。当初国會方面からも一、二出るということです川村さんが出ておられたのであります。が、任期が満了になりました。今回川村さんのあとは国会方面から出でないのであります。そういうふうなことであります。今後のいわゆる構成の問題につきましてはやはり相当輿論その他も頭に入れて考究しなければならんとは思つておりますが、審議会自体を今直ちに廃止する、そういうふうな考えは私としては現在持つていないのであります。ただこれをとかくの批評を受けてないようないい面だけを更によく伸張させて行きまして、漁港政策の推進に役立たせて行きたいと、かように考えております。

○秋山俊一郎君 二十八条の四項の第一号で、委員の選挙について從来は選挙によつて出ておつたのが、今度は推薦によるということになつておる

ようであります。この理由をもう一度御説明を頂きたいと思います。

○衆議院議員(川村善八郎君) 特に漁村を代表する委員は、その選挙の方法を省略して、選挙によつて選任をされたような趣旨を失わない程度に、漁業協同組合の推薦によつて管理委員を市町村がこれを任命して行くといふように改めたいと、こういうことになつておりますが、実は公選にいたします場合におきましては、もう御承知の通り選挙になりますと、相當時間的にも長くかからなければなりません

し、又、経費等の問題も相当にこれは町村の負担なり、或いは漁業協同組合なり或いは漁民の関係団体が負担をしなければならん。なからず盛漁期に若し選挙に入りましたときには漁を休むなどその選挙をしなければならない、又その選挙期間は運動をしなければならないといつたような事例になる虞れと、時間の消費と、それから経費が非常にかかるといったい、又その選挙期間は運動をしなければならないといつたことで、相手が多いために、公選の煩瑣を省略して、その選挙をしておりますと、非常な漁業協同組合が、つまり漁民も迷惑をこうむるといったよなことから、その漁港の管理は漁業協同組合が中心となる場合が多いのでありますから、そうした

ところが、ついで下さいます。おまけに、この水産業協同組合法に何か謳つた個所がございましょうか。

○衆議院議員(川村善八郎君) 水産業の地元の漁業協同組合が、いわゆる漁港にありまする漁業協同組合が推薦をしたほうがむしろ民主的でないかと、その法律が改正されますというと、あの協同組合の定款の上に何かこれを現わさなきやならんぢやないか、かように考へておられます。

○秋山俊一郎君 この問題は、表面から見ますと何か演戻りをしてくるような感じがあるのですが、今の御説明によりまして時間の問題及び費用の問題

は御尤もに存しますが、こういう意見が相当業者の間にあるのです。ございますか。

○衆議院議員(川村善八郎君) 業者の間ににおきましては、やはり協同組合が推薦したほうがいいという声も相当聞かれられておるのであります。なお国は、こうからいたしましても、選挙によりますとこれは実際問題として相当に手続上の煩瑣があるのであります。かよ

うでありますので、協同組合がいわゆる推薦したという場合は、漁民が選挙にようつたも同様でありますので、そういう煩瑣を避ける。或いはこの漁港の管理は一ヵ町村に一つの場合もありますし、又三つの場合もある。それから其

だしきに至りますては、北海道のごときは四つも五つもあるところがある。

○委員長(木下辰雄君) ほかにございませんか。

○秋山俊一郎君 ちょっと法文を見ておりますから待つて下さいませんか。……お伺いしますが、そういうふたよ

うな場合に、漁業協同組合がその委員を推薦するということについて、この水産業協同組合法に何か謳つた個所がございましょうか。

○衆議院議員(川村善八郎君) これは場合によつては問題を醸す虞れがあると思うのであります。何そこにはつきりした筋途が通つておりますと、協同組合が今言つたような経費の節減で簡便な方法をとりますといふ異論が出て来て、地方によつてはスムースに行くところがあるが、地方によつてはなかなかやか

は何か協同組合のほうにあるのでござりますかね。

○衆議院議員(川村善八郎君) 勿論重要な役割をなす管理委員を決定するのところは総代会が決定されておりまして、管理委員を推薦してもらいたいこれを推薦するとかというようなことをせずに、でき得れば総会であります。総会と言えば何千人といつたところは総代会が決定されておりますから、ただ単に役員会においてこれを推薦するとかというよう

ますが、総代会で推舉するといふことをせずに、少くも二百人以上のところは総代会が決定されておりますので、その総代会いわゆる総会に代るべき総代会で推舉するという建前でやらなければならないと、かように考えております。

○委員長(木下辰雄君) ほかにございませんか。

○秋山俊一郎君 ちょっと法文を見ておりますから待つて下さいませんか。……お伺いしますが、そういうふたよ

うな場合に、漁業協同組合がその委員を推薦するということについて、この水産業協同組合法に何か謳つた個所がございましょうか。

○衆議院議員(川村善八郎君) これは場合によつては問題を醸す虞れがあると思うのであります。何そこにはつきりした筋途が通つておりますと、協同組合が今言つたような経費の節減で簡便な方法をとりますといふ異論が出て来て、地方によつてはスムースに行くところがあるが、地方によつてはなかなかやか

ましくなる問題もあると思いますが、私もまだこの協同組合法を調べております。よつて本法案は原案通り可決いたしました。

○委員長(木下辰雄君) そういふようないい申込がありましたら、これはも、重要な事項に対しても総会若しくは総代会を開くことに大体なつておりますから、ただ単に役員会においてこれを推薦してもらいたいといふ申込がありましたら、これはも、重要な事項に対しても総会若しくは

事項について総会とかあるいは総代会とましんけれども、何かそういう重要な事項について総会とか或いは総代会とましんけれども、何かそういう重要な規定があるはずであります。よつて本法案は原案通り可決いたしました。

○委員長(木下辰雄君) 全会一致と認めます。それでは討論に入ります。

○委員長(木下辰雄君) 御異議ない

事項については、本院規則によりまして、多数意見者の署名を附することになつておりますので、御署名を求めて散会いたします。

○衆議院議員(川村善八郎君) 今秋山俊一郎君の御意見を至極御尤もであります。

○委員長(木下辰雄君) 本日はこれに付託された。(予備審査のための付託は十一月二十日)

一、漁港法の一部を改正する法律案
(衆)

午後一時十三分散会
千田 正 櫻内 義雄
秋山俊一郎 玉柳 實

○委員長(木下辰雄君) 本日はこれに付託された。(予備審査のための付託は十一月二十日)

一、漁港法の一部を改正する法律案
(衆)

す。本案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(木下辰雄君) 全会一致と認めます。それでは討論に入ります。

○委員長(木下辰雄君) 御異議ない

事項については、本院規則によりまして、多数意見者の署名を附することになつておりますので、御署名を求めて散会いたします。

○委員長(木下辰雄君) ほかに御質問ございませんか。

○委員長(木下辰雄君) ほかに御質問ございませんか。

○委員長(木下辰雄君) ほかに御質問ございませんか。

○委員長(木下辰雄君) ほかに御質問ございませんか。

○委員長(木下辰雄君) ほかに御質問ございませんか。

○委員長(木下辰雄君) ほかに御質問ございませんか。

○委員長(木下辰雄君) ほかに御質問ございませんか。